

長崎県工業技術センター開放設備機械類使用要領

（趣旨）

第1条 工業技術センター（以下「センター」という。）職員等以外の者の設備機械類の使用等については、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

（使用時間）

第2条 設備機械類の使用時間は、長崎県工業技術センター管理運営規則（平成元年長崎県規則第54号。以下「規則」という。）第2条に定める休業日（以下「休業日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、工業技術センター所長（以下「所長」という。）が特に必要と認めたときは、必要に応じて前項に定める使用時間以外の時間の使用（以下「休日、時間外使用」という。）をすることができる。

ただし、設備機械類の設定等の操作は、休業日にあつては午前9時から午後9時まで、それ以外の日にあつては午後5時から午後9時までの間とする。

（使用の申込）

第3条 センターの設備機械類の使用の許可を受けようとする者は、あらかじめ設備機械類使用許可申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

2 前条第2項に規定する休日、時間外使用できる設備は、所長が認めたものに限るものとする。

（使用の許可）

第4条 所長は、前条の設備機械類使用許可申請書の提出を受けた場合は、これを審査し、適当と認めたときは許可するものとする。この場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（設備機械類の使用の制限）

第5条 所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条の規定による申込に応じないことができる。

（1）センターの業務に支障があるとき。

（2）センターの設備機械類をき損する恐れがあると認められるとき。

（3）申請者が設備機械類の取扱いに習熟していると認められないとき。（第2条第2項の規定による使用に限る。）

（4）その他適当でないと認められるとき。

（使用料）

第6条 第4条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。

2 既に納付した使用料は還付しない。ただし、使用者の責に帰することができない

事由により使用の目的が達成することができないときは、この限りでない。

（使用期間）

第7条 一の設備機械類を連続で使用できる期間は原則として最長6日間とする。

2 前項の規定にかかわらず、所長が特に必要と認めたときは、必要に応じて前項に定める使用期間を超えて使用（以下「長期使用」という。）をすることができる。

（使用の変更）

第8条 使用者は、使用許可を受けた期間、時間等を変更しようとするときは、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。

（平日使用時の遵守事項）

第9条 使用者は、当該設備機械類の平日の使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）設備機械類の使用は、当該設備機械類の担当者（以下「担当者」という。）の指示により又は立ち会いのもとで行うこと。
- （2）設備機械類は当該試験室内で使用するものとし、外部へ持ち出さないこと。
- （3）使用者は、担当者が取り扱いに支障がないと認めた者及び実際に当該設備機械類の使用実績があり、単独で取り扱いのできる者等であること。
- （4）設備機械類の使用に際して必要な原材料、消耗品等は負担すること。
- （5）設備機械類の使用中に故障その他の異状を発見したときは、速やかに担当者に連絡し、指示を受けること。
- （6）設備機械類の使用を終了又は中止したときは、設備の掃除、手入れを責任をもって行い、担当者に報告して、担当者の確認を受けた後、退室すること。

（休日、時間外使用時の遵守事項）

第10条 使用者は、当該設備機械類の休日、時間外の使用にあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1）設備機械類の使用は、事前の担当者の指示により又は立ち会いのもとで行うこと。
- （2）休日、時間外に設備機械類の設定等の操作のため、センター内に立ち入る必要があるときは、事前に、平日の午前9時から午後5時までの間に、総務課窓口申し出ること。
- （3）設備機械類は当該試験室内で使用するものとし、外部へ持ち出さないこと。
- （4）設備機械類の使用は、実際に当該設備機械類の使用実績があり、単独で取り扱いのできる習熟した者が操作することとし、安全のため複数人の立ち会いのもとに行うこと。
- （5）設備機械類の使用に際して必要な原材料、消耗品等は負担すること。
- （6）設備機械類の使用中に故障その他の異状を発見したときは、速やかに担当者に連絡し、指示を受けること。
- （7）設備機械類の使用を終了又は中止したときは、設備の掃除、手入れを責任をもって行い、終了又は中止した旨を担当者に報告して、担当者の確認を受けた

後、退室すること。

（設備機械類使用の取消し）

第11条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、使用許可を取り消すことができる。

（1）許可を受けた設備機械類を目的外使用したとき。

（2）許可を受けた設備機械類を善良な管理者の注意をもって使用しなかったとき。

（3）その他この要領又はこれに基づく担当者の指示に従わなかったとき。

（事故の責任）

第12条 使用者が設備機械類使用中の事故により人身及び物損被害を受けても、センターは一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第13条 使用者の責めに帰すべき理由によって、センター又は使用者以外のものが被った人身及び物損被害については、使用者が賠償の責めを負うものとする。

（使用料の減免）

第14条 所長は、次ぎに掲げる場合使用料を減免することができる。

（1）国または地方公共団体が使用する場合。

（2）その他所長が必要と認める場合。

2 使用料の減免を受けようとする者は使用料減（免）額申請書（様式第3号）を所長に提出しなければならない。

（雑則）

第15条 この要領に定めのない事項については、その都度所長が定める。

附 則

この要領は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月23日から施行する。